

雇用のあり方、 取り組み方

— 会員企業の立場から雇用の現状、問題点を考える —

第34回

最低賃金への対応と、 活用を考えたい助成金

株式会社ヒューマンリソースみらい
代表取締役 荒木康之
(特定社会保険労務士)

今年の神奈川県最低賃金は10月1日から28円上がり1,040円となりました。過去最大の上げ幅となっており、全国加重平均では930円となりました。このペースで改定が続いていくと、政府の目指す全国加重平均1,000円の実現も3年後には真実味を帯びてきています。新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ継続している状態において、最低賃金が過去最高の改定幅になったことは、中小零細企業にとっては大きな負担となることは間違いありません。最低賃金への対応について、今一度整理していきましょう。

全国の改定状況

神奈川県は1,040円、東京都は1,041円といずれも前年と比べ28円の上昇となりましたが、7つの県では目安となる28円を超える29円から32円の改定となっています。そ

の多くが2020年に792円から793円と一番低い水準の県でしたので、政策的に底上げを行おうとしていることが窺えます。

2020年の最高額が東京の1,013円、最低額が秋田等7つの県の792円でその差が221円であったのに対し、2021年の最高額は東京の1,041円で最低額は高知・沖縄の820円と、差は変わらなかったのですが、2つの県だけになっています。過去は加重平均を上げるために東京や神奈川など最低賃金が高い都府県を主体に改定していたのとは様相が変わってきています。今後とも都道府県による差額を縮小させていく傾向は続いていくでしょう。

改定日はバラバラ

最低賃金の改定日は都道府県で違います。多くの県では10月1日が改定日になっていますが、10月

2日から8日まで改定日が異なる県があります。改定日の意味とは、改定日以降に労働した場合に、改定した最低賃金を上回る額で賃金を支給しなければなりません。例えば月末締め会社であれば、10月1日から31日までの勤務に対する賃金から、今年の最低賃金の対象となります。15日締めの会社の場合には、9月16日からの労働に對して10月1日からの最低賃金を適用していくようになるでしょう。

もちろんこの場合に、9月16日から30日までは従来の時給単価で計算し、10月1日から15日までは新しい時給単価で計算することでも可能ですが、労働時間の算出と給与計算が複雑になりますのでお勧めはいたしません。

最低賃金付近で働く人が増えている

厚生労働省の少し古い資料です

が、平成26年現在で、最低賃金にプラス15%以内の賃金で働く人の割合を調査したものがありません。すべての労働者を対象に、都道府県別に分析したところ全国では13.4%の人が最低賃金付近で働いていたそうです。平成26年の神奈川の最低賃金は887円でしたので、プラス15%というと1,020円になります。この当時時給換算

1,020円を下回る額で働く人は神奈川県で19.4%もいたようです。さらにパートタイマーのような短時間労働者に限った場合、神奈川での比率は約60%と全国で第1位になっていました。平成21年では30%を下回っていましたので、極端な上昇となっています。ちなみにこの時の全国平均は39%であり、神奈川の賃金事情は非常に極端な状況にあることがわかります。この分析調査が公表されてから7年が経過し、神奈川の最低賃金は887円から1,040円に

上がります。最低賃金付近で働く短時間労働者の割合は更に増大していることは間違いないでしょう。神奈川の労働者のうち非正規労働者の割合は4割近くになっていきます。神奈川、横浜の地域経済にとつて、最低賃金の持つ意味は非常に大きいと言わざるを得ません。

正社員も最低賃金の対象となる

最低賃金の対象となる賃金というのは、すべての賃金が対象になるわけではありません。対象の賃金は毎月定期的に支払われる賃金で、所定内賃金としての基本給や諸手当が対象となります。賞与は勿論ですが、手当に含まれる残業手当、通勤手当、家族手当、皆勤手当については、最低賃金の対象とはなりません。ここまで最低賃金が上がってきますと、正社員の賃金が最低賃金を下回るケースも見受けられます。最低賃金は時給で払うパートやアルバイトだけが対象ではありません。正社員の賃金が最低賃金を下回ることが無いかどうか、確認をしておきたいものです。

業務改善助成金の活用

最後に最低賃金の引き上げで活用できる助成金についてご紹介いたします。「業務改善助成金」といって、事業場の最低賃金を一定金額以上引き上げた場合、その対象人数に応じて、設備投資に要した費用の一部を助成する制度です。引き上げ幅は20円から90円までのコースがあり、最低20万円から最高450万円まで支給され（神奈川県の場合）、今回の最低賃金の改定に合わせて使いやすくなっています。助成金の活用方法として、毎年の改定幅に合わせて思いつく、2〜3年先を見越して思いついて事業場の最低賃金を上げてみてはいかがでしょうか。かなり大幅な助成金の受給が見込めますので、生産性向上への思い切った投資が可能になると思います。コロナ禍ではありますが、求人倍率は底を打って上昇に転じています。アフターコロナでは人手不足が社会問題化することが目に見えています。助成金の活用を考えながら最低賃金への対応を検討してはいかがでしょうか。

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



創業明治27年 横浜中華街

ブタまんの
江戸清



株式会社 江戸清

横浜本社工場 横浜市金沢区幸浦2-1-9 TEL045-791-1611
千葉工場 千葉県成田市吉岡641-7 TEL0476-73-7575

ブタまんの江戸清

中華街本店 中華街大通り店 中華街関帝廟通り店

【取扱品目】ハンバーガーパーティ等食肉加工品・ソース・フィリング・中華惣菜・中華点心等

<https://www.edosei.co.jp>